

# 全国年金委員研修

## 年金制度改革

---

令和4年11月2日

日本年金機構 年金給付部

# 1 適用拡大に伴う老齢厚生年金に係る経過措置（令和4年10月施行）

令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、令和4年10月1日から被用者保険の適用拡大が行われます。

## ○ 土業の適用業種追加

（改正）従業員5人以上を雇用する**土業**（弁護士、税理士等）の個人事業所について、  
強制適用事業所とする

## ○ 特定適用事業所の企業規模要件見直し

（現行）被保険者の総数が常時500人を超える事業所

（改正）被保険者の総数が常時**100人**を超える事業所

## ○ 短時間労働者の勤務期間要件の撤廃

（現行）特定適用事業所において雇用期間が1年以上見込まれること

（改正）特定適用事業所において雇用期間が**2か月**を超えて見込まれること（当初の雇用期間が2か月以内であり、その契約が更新される場合等を含む）

## (1) 経過措置の内容

### ① 現行の取扱い

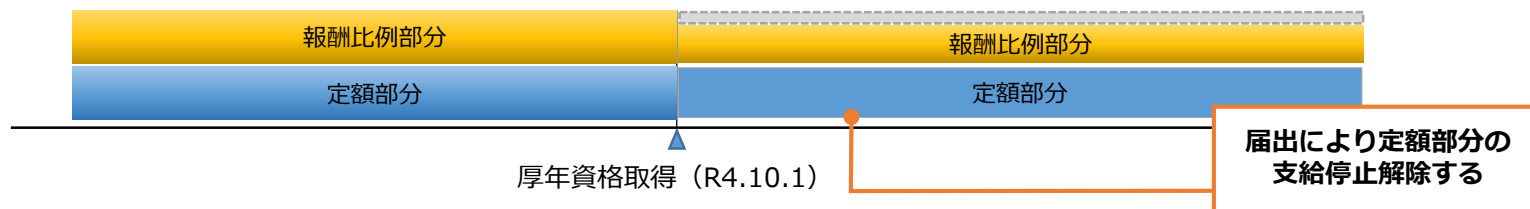
65歳未満の老齢厚生年金の受給者で障害者※1または長期加入者※2特例に該当している者（以下「障害・長期加入特例該当の受給者」という。）は、報酬比例部分の支給開始年齢に合わせて定額部分も支給されますが、厚生年金保険の被保険者となっている場合は、定額部分が全額支給停止となります。

- ※1 障害厚生年金の1級から3級に該当する障害
- ※2 厚生年金保険の被保険者期間が44年以上（共済組合等の期間は含まない）

### ② 経過措置の内容

法施行日（令和4年10月1日）前より引き続き同じ事業所で働いている障害・長期加入特例該当の受給者が、適用拡大により令和4年10月1日に被保険者となった場合、働き方に変更がないにもかかわらず、年金支給に影響が及ぶことから、届出を行うことにより定額部分の支給停止を行わないとする経過措置が設けられました。

※なお、報酬比例部分は支給停止調整額（47万円）の基準により支給停止対象となります。



### ③ 経過措置の対象者

次のいずれにも該当する方が経過措置の対象となります。

- ・令和4年9月30日以前から障害者・長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給している
- ・令和4年9月30日以前から同じ事業所で引き続き使用されている
- ・被用者保険の適用拡大により令和4年10月1日に厚生年金保険の被保険者となっている

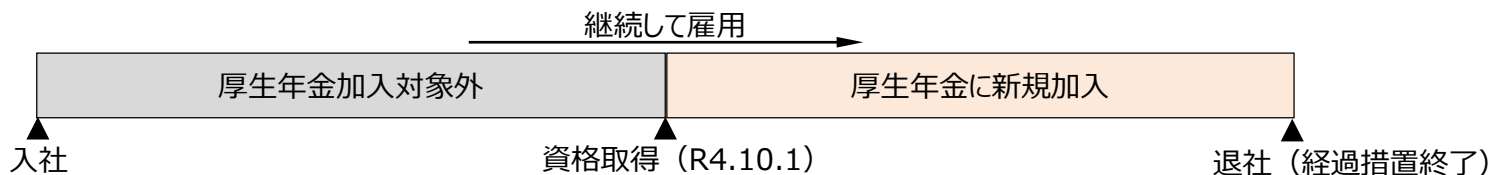
### ④ 経過措置の終了時期

経過措置は、施行日から引き続き被保険者資格を喪失した時点で終了します。

(※定年再雇用、支店間異動の同日得喪についても経過措置は終了します。)

ただし、日本年金機構又は適用事業所における厚生年金保険の事務処理の必要性から、便宜的に被保険者資格の喪失が処理されたもの（社会保険の一括適用がされた場合等）については、経過措置を継続します。

#### 【経過措置の対象となる場合】



※令和4年10月1日の新規入社により資格取得する場合は、経過措置対象外。

## (2) 経過措置の届出

- 経過措置の対象となる本人が「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」（機構HP掲載）を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。なお、提出の際には令和4年9月30日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明が必要となります。
- 令和4年11月中旬から、経過措置の対象となる可能性のある方については、手続きのご案内を順次お送りします。

**障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届**

〔特別支給の老齢厚生年金等の受給権者であって障害者特例や長期加入者特例に該当している方が、以下の5欄のアからウのいずれかに該当し、厚生年金保険の被保険者資格を取得することにより年金が在職支給停止となった場合に、当該在職支給停止の一部を解除するときの届〕

受給権者記入欄	① 個人番号(または基礎年金番号)および年金コード	個人番号(または基礎年金番号)	年金コード
	② 生年月日	昭和 年 月 日	
	③ 受給権者の氏名	(フリガナ) 姓	名
	④ 受給権者の住所	〒 - - 電話番号: - -	
被保険者となった理由	⑤ 被保険者となった理由 ※アからウのうち該当するものに○を付けてください。		
	ア	令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務しており、令和4年10月1日に厚生年金保険の適用業種に土業が追加されたことにより、新たに被保険者となった。	
	イ	令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務しており、令和4年10月1日に厚生年金保険の適用事業所の企業規模要件の見直し(500人超→100人超)により勤務先の事業所が特定適用事業所に該当したため、新たに短時間労働者として被保険者となった。	
	ウ	令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務しており、令和4年10月1日に短時間労働者にかかる厚生年金保険の適用要件から勤務期間要件(継続して1年以上雇用されることが見込まれること)が撤廃されたことにより、新たに短時間労働者として被保険者となった。	
事業主証明欄	上記の受給権者について、令和4年9月30日以前から引き続き当事業所において勤務していることを証明します。		
	令和 年 月 日	事業所所在地	事業主名
		事業所名称	電話番号 < ( )-( )-( )

### <記入内容>

#### 〔受給権者記入欄〕

- ・個人番号（基礎年金番号）および年金コード
- ・生年月日
- ・受給権者の氏名
- ・受給権者の住所
- ・被保険者となった理由（該当する理由を記入）

#### 〔事業主証明欄〕

令和4年9月30日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明要（押印省略）

なお、引き続き勤務していることを明らかにすることができる書類（給与明細、雇用契約書等）の写しを添付する事で代替が可能。

引き続き勤務していることの  
事業主証明

## 2 在職定時改定の導入（令和4年4月施行）

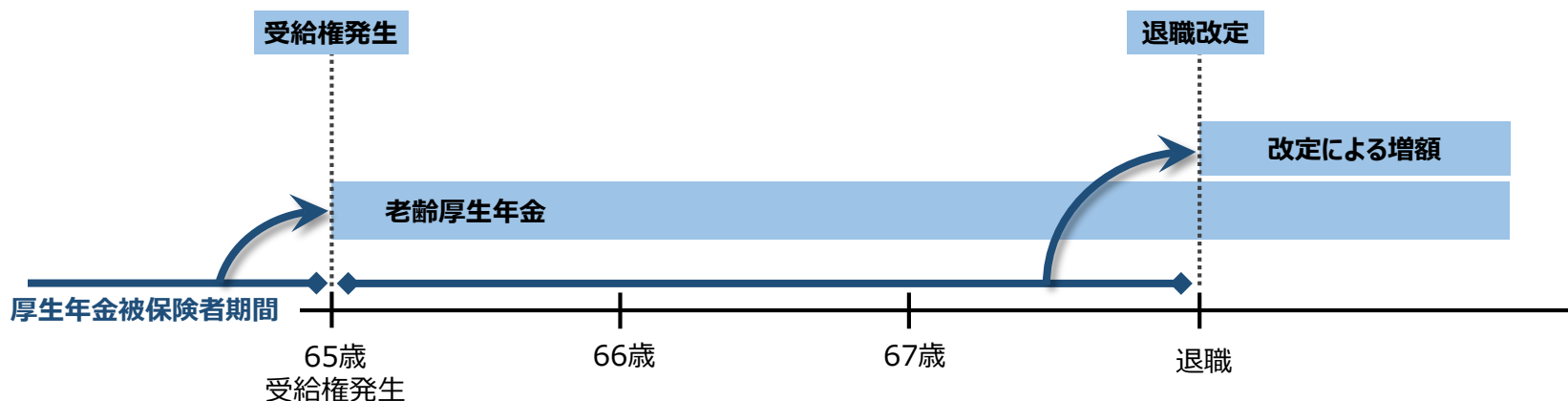
令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、令和4年4月1日から在職定時改定が導入され、令和4年10月に初回の改定を行います。

### （1）現行の取扱い

- 現行、老齢厚生年金の額の計算においては、受給権者とその権利を取得した月以後の厚生年金保険被保険者であった期間は、その計算の基礎としないことが規定されています。
- 老齢厚生年金受給者が、その権利を取得した月以後に被保険者であった期間については、資格喪失時（退職時又は70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、年金額を改定しています。

《イメージ》

受給権発生後の被保険者期間は、資格喪失時（退職時又は70歳到達時）に年金額に反映される。

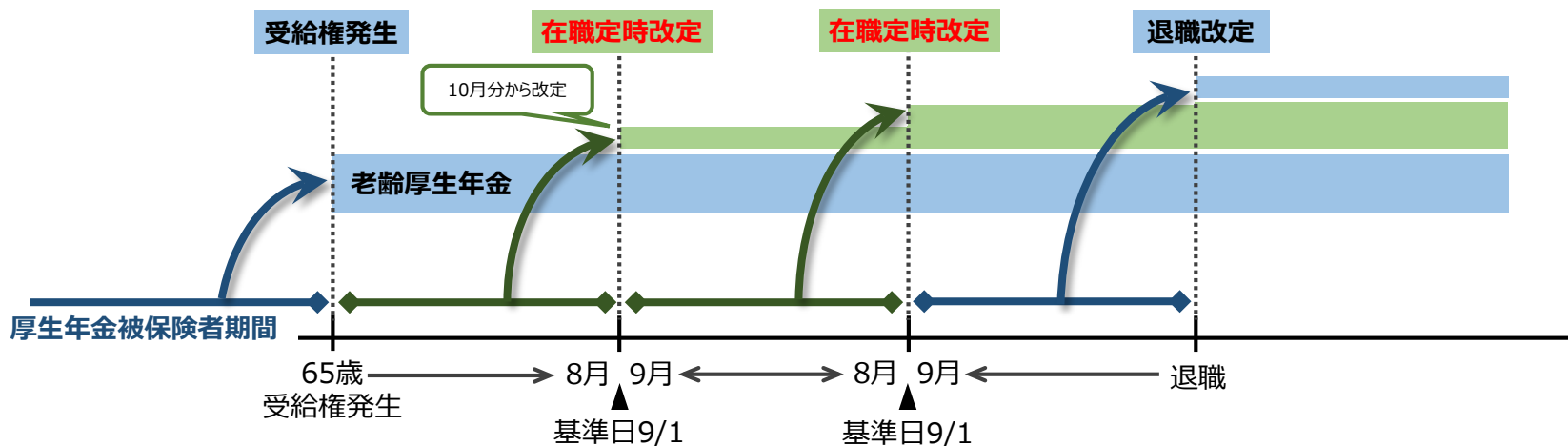


## (2) 改正内容

- 65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給権者が、基準日（毎年9月1日）において厚生年金保険の被保険者である場合、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、毎年10月分の年金額（12月支払分）から改定を行う制度（在職定時改定）が新設されました。

「イメージ」

在職中であっても、毎年10月に前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映される。



※9月1日前に被保険者の資格を喪失して、そこから9月1日をまたぎ、1月を経過する前に被保険者の資格を取得したときは、基準日の9月1日において被保険者ではありませんが、在職定時改定として年金額の再計算が行われます。  
(例：8月25日資格喪失、9月3日資格取得)

### (3) 令和4年度における対応

- 在職定時改定に該当する方へ年金額変更のお知らせ（支給額変更通知書）を令和4年11月10日に送付します。

（支給額変更通知書の決定・変更理由欄に記載される文言）

「基準日（9月1日）において厚生年金保険の被保険者であること等により、基準日の前月までの被保険者期間を追加して年金額の再計算を行い、年金額を変更しました。（在職定時改定）」

- 令和4年度の初回改定時は、65歳以降の当年8月までの被保険者期間を一括して算入し、年金額の改定を行います。

《イメージ》

年金額に反映されていない被保険者期間は、令和4年10月の在職定時改定で年金額に反映される。

